

人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制に関する中間
試案に対する意見

2015年（平成27年）5月8日

日本弁護士連合会

【目次】

第1	単位事件類型に応じた国際裁判管轄の規律	2
1	婚姻・離婚に関する訴えの国際裁判管轄	2
2	財産分与事件の国際裁判管轄	7
3	年金分割事件の国際裁判管轄	9
4	実親子関係事件の国際裁判管轄	9
5	養親子関係事件の国際裁判管轄	11
6	子の監護又は親権に関する審判事件の国際裁判管轄	17
7	第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件の国際裁判管轄	19
8	都道府県の措置についての承認等の審判事件の国際裁判管轄（注）	19
9	扶養関係事件の国際裁判管轄	20
10	相続に係る審判事件の国際裁判管轄	21
11	成年後見等に関する審判事件の国際裁判管轄	24
12	未成年後見に関する審判事件の国際裁判管轄	26
13	任意後見に関する審判事件の国際裁判管轄	27
14	失踪の宣告の審判事件及び失踪の宣告の取消しの審判事件の国際裁判管轄	30
15	不在者の財産の管理に関する審判事件の国際裁判管轄	31
16	その他の家事事件の国際裁判管轄	32
第2	人事訴訟事件等の国際裁判管轄に関する一般的な規律の在り方	35
1	合意管轄・応訴管轄	35
2	併合請求（併合申立て）等における管轄権	36
3	反訴	37
4	緊急管轄	38
5	特別の事情による訴え（申立て）の却下	39
6	国際裁判管轄の調査方法	39
7	管轄決定の標準時	40
8	訴え（申立て）の競合	40
9	不服申立て	40

10	家事調停事件の国際的管轄	41
11	人事訴訟を本案とする保全命令事件の国際裁判管轄	43
12	家事審判事件を本案とする審判前の保全処分事件の国際裁判管轄	44
第3	外国裁判の承認・執行	44
1	外国裁判の承認	44
2	外国裁判の執行	46
第4	その他所要の措置	47

第1 単位事件類型に応じた国際裁判管轄の規律

1 婚姻・離婚に関する訴えの国際裁判管轄

【甲案】 裁判所は、婚姻・離婚に関する訴え（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）（注3）

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告（注4）の住所（注5）が日本国内にあるとき
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にある〕とき（注6）
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあるとき
- ④ 原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、婚姻・離婚に関する訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注7）
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有しているとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき（注8）

（注1）単位事件類型としての「婚姻・離婚に関する訴え」とは、婚姻の無効及び取消しの訴え、離婚の訴え、協議上の離婚の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確

認の訴えをいい（人事訴訟法第2条第1号参照）。外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

なお、婚姻・離婚に関する訴えのうち、離婚の訴えに特有の規律を設ける必要があるか否か及びその内容について、引き続き検討する。

(注2) 婚姻・離婚に関する訴えのうち、婚姻の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴えについて、婚姻挙行地にも管轄を認めるか否かにつき、引き続き検討する。

(注3) 【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、④のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方（被告が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

また、【甲案】においては、後記第2の1で合意管轄又は応訴管轄に関する一般的な規律は設けないとされていることも踏まえ、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

(注4) 第三者の提起する婚姻取消しの訴え（民法第744条第1項等）など、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告が複数存在する場合（人事訴訟法第12条第2項参照）については、後記第2の2の併合管轄に係る①の規律で対応することを想定している。

(注5) 【甲案】①については、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所が国内外のどこにも存在しないか又は不明である場合、被告の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

(注6) 【甲案】②については、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

(注7) 【乙案】①については、原告が日本に住所を有していることによる管轄原因に関し、その期間が一定期間以上であるときに限定するか否かにつき、引き続き検討する。

(注8) 【乙案】③は、第三者の提起する婚姻取消しの訴えなど、身分関係の当事者以外の者が訴えを提起する場合を想定した規律である。このような規律の要否は、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえて、引き続き検討する。

【意見】

甲案については、②の「〔おり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内に〕」及び③の「かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内に」とあるところをいずれも削除すべきである。

さらに、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所のみが日本国内にあるときにおいて、被告に異議がないときも管轄を認めるべきである。

念のため、修正後の文言を記載すると、①から③について、次のとおりとなる。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の住所が日本国内にあるとき。ただし、原告の住所のみが日本国内にあるときについては、被告に異議がない場合に限る。
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有しているとき。
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあるとき。

なお、訴え提起時に被告から当該事件について日本の裁判所の管轄とすることに異議がない旨の書面が提出された場合であって、当該訴えの冒頭段階においても被告が管轄に異議がないこと又は本案審理に入ることが適宜の方法で確認された場合に、「被告に異議がない」ものとするなどが考えられる。

乙案①の原告が日本に住所を有していることによる管轄原因に関しては、その期間が1年以上であるときに限定すべきである（注7関係）。

甲案④及び乙案③については、「当事者の住所のある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難な場合であって、原告の住所が日本国内にあるとき又は当事者のいずれかが日本の国籍を有しているとき」とする趣旨とすべきである。

現時点で、甲案か乙案かの意見は述べないものとする。

【理由】

甲案は、被告の応訴の便宜を中心に考えるものである。原則として、被告の住所地で裁判を提起するものとするが、さらにこれに加えていくつかの追加的な条件を加えるものである。

(1) 原告の住所での裁判について被告に異議がない場合

まず、被告が原告の住所で応訴することに異議がないのであれば、これを否定する理由はない。そこで、原告の住所の管轄とすることについて被告に異議がない場合を加えるべきである。

(2) ②及び③における「原告の住所」に関する要件は不要

甲案は、もともと、被告の応訴の負担を考慮したものであり、原告の住所から出発しているわけではない。そして②及び③は、双方日本国籍、最後の住所地という、原被告の住所とは別個の要素を基準にしているところ、ここに「原告の住所」を加えることは、理論的な要請というわけではなく、日本での裁判が認められる場合を限定しようとするものと考えられる（あるいは、乙案を意識して、原告の住所を前提として他の要件を加えようというものかもしれない）。

しかし、双方日本国籍である場合は、準拠法が日本法となることから、日

本で裁判を行うことが望ましいといえることができる。これは、原告の住所には関係がない。また、現実には、多くの場合双方が日本語を話すことが予想され、日本で裁判をすれば、当事者にとっても裁判所にとっても、通訳を介する必要がないなど、訴訟経済上のメリットがある。

また、最後の共通住所地についても、場合によっては、「夫婦に最も密接な関係がある地」とされ、日本法が準拠法になる可能性がありうるため、原告の住所がないとしても、日本の裁判所での裁判が望ましいといえる。なお、財産分与について、離婚と同様の管轄原因とする場合には、最後の共通住所地に分与すべき財産があることは十分考えられ、その点からも、これを、原告の住所とは関係なく、管轄原因とすることが適切である。

甲案では、「原告の住所地」の管轄を原則として認めず、被告の住所地を管轄とすることを原則としている。原告の住所地以外の事由（双方の日本国籍や、最後の住所地）を管轄原因とする場合には、原被告双方にとって平等であると考えられるところ、②や③において「原告の住所地」が加わることは、被告にとっては却って不平等感を増すものともいえる。このように、甲案の出発点を考えると、「原告の住所地」を加えるべきではない。

(3) 甲案についての合意管轄又は応訴管轄に類する規定（注（3）関連）

甲案については、もともと被告の応訴の負担を考慮したものであることを考えると、被告に異議がないときは、被告の住所地以外での管轄を認めて良いと考えられる。これを別個の規定によって対応する考え方もありうるが、ここでは、①にその趣旨を盛り込んだ。したがって、「合意管轄」といっても、完全に当事者間の合意のみで日本の裁判所の管轄とすることができるわけではなく、原告の住所という、別途日本と関連の深い事由の存在を要件とするものである。

現実的には、「被告に異議がない場合」をどのように認定するかが問題となりうる。例えば、被告から、「原被告間の離婚請求事件について、日本の裁判所の管轄とすることに異議がない。同事件の訴状について、被告住所地に送達を求める（あるいは、被告の送達代理人への送達を求める）。」などと記載のある書面を裁判所に提出したうえ、第1回口頭弁論期日において、「日本の裁判所に管轄があることについて異議がない。」ことを重ねて確認することなどが考えられる。あるいは、裁判所が第1回口頭弁論期日を開く前に、被告の異議の有無を書面で確認し、被告が異議を述べれば、口頭弁論を開かず却下することも考えられよう。予め管轄に異議がないとの書面を提出したにもかかわらず、第1回口頭弁論期日やそれ以前において被告が管轄

を争うとした場合には、既に提出している書面との齟齬が問題となるが、被告が管轄を争う以上直ちに却下するとの取扱いをせざるをえない。ここで管轄についてそれ以上の審理をすることは予定しない。この点については、多少状況を異にするものの、仲裁法附則第3条第6項¹が参考になる。なお、合意管轄に類する規定について、原被告が交替して裁判をすれば良いといった考えが補足説明に記載されているが、理論的にはともかく、現実性に欠ける。訴状、証拠、添付書類の作成等、通常相当な労力（及びそのための弁護士費用）を要するものであり、また、訴状の「請求の趣旨」はともかく、「請求の原因」について同じ内容の書面を相手方が作成することは考えられない。そのような原被告の交替の可能性があることを理由として、合意管轄に類する規定（原告の住所を管轄とする場合に限る。）を排斥することは適当ではない。ジョイント・アプリケーションといった形で、原被告が合意した地で訴訟を提起するとの方式が認められている国もあるとのことであるが、我が国において、上記の「合意管轄に類する規定」は、その運用の仕方によっては、これと同趣旨のものとすることも可能である。

乙案は、原告の便宜を重視したものであるが、原告が婚姻住所から移転して直ちに日本で裁判を提起し、被告に裁判のために日本に来させることは不適切という考えもあり、諸外国の法制も参考にして、原告が1年以上日本に住所を有していることを要件として、原告の住所地を管轄とすることを提案するものである。

甲案④及び乙案③は、もともと管轄のある裁判所に訴えを提起することが著しく困難な場合に日本での裁判を認めるものであるが、これを原告の住所が日本国内にあるときに限定するのでは不都合な場合が生じうる。戸籍との関係が重要であることから、管轄のある裁判所での裁判が著しく困難で、当事者のいずれかが日本の国籍を有しているときには、日本で裁判ができるようにすべきである。

現時点では、被告の応訴の便宜を中心に考える甲案とするか、離婚を求める原告の利益を中心に考える乙案とするか、意見の一致をみなかったため意見は述べないものとする。

¹ 「第3項の口頭審理の期日においては、仲裁廷は、まず、消費者である当事者に対し、口頭で、前項第2号から第4号までに掲げる事項について説明しなければならない。この場合において、当該消費者である当事者が第2項の規定による解除権を放棄する旨の意思を明示しないときは、当該消費者である当事者は、消費者仲裁合意を解除したものとみなす。」

2 財産分与事件の国際裁判管轄

【甲案】 裁判所は、財産分与事件（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）（注3）（注4）

- ① 相手方の住所が日本国内にあるとき（注5）
- ② 当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、申立人の住所が日本国内に〕あるとき（注6）
- ③ 当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、申立人の住所が日本国内にあるとき
- ④ 申立人の住所が日本国内にあるときであって、相手方の住所がある国の裁判所に申立てすることが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、財産分与事件について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注7）
- ② 当事者双方が日本の国籍を有しているとき

（注1）単位事件類型としての「財産分与事件」とは、財産の分与に関する処分の審判事件（家事事件手続法別表第二の4の項）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）婚姻の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴えについて、婚姻挙行地の管轄を認める場合（前記1の（注2）参照）には、婚姻挙行地を管轄原因とする必要があるかにつき、引き続き検討する。

（注3）財産所在地にも管轄原因を認めるか否か及び認めるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

（注4）【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、④のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方（相手方が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

また、【甲案】においては、後記第2の1で合意管轄又は応訴管轄に関する一般的な規律は設けないとされていることも踏まえ、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

（注5）【甲案】①については、相手方の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、相手方の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

（注6）【甲案】②について、申立人の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

(注7) 【乙案】①については、申立人が日本に住所を有していることの管轄原因に関し、その期間が一定期間以上である場合に限定するか否かにつき、引き続き検討する。

【意見】

甲案の①から③について、1で述べたものと同じ。

乙案①の原告が日本に住所を有していることによる管轄原因に関しては、その期間を1年以上とすべきである。

また、甲案及び乙案のいずれについても、(注3)の財産所在地の管轄原因を認めるべきである。

現時点で、甲案か乙案かの意見は述べないものとする。

【理由】

甲案の①から③については、1で述べたものと同様である。乙案の日本に住所を有している期間も同様。

財産所在地の管轄原因を認めなければならないのは、特に離婚後に財産分与を求める場合において、「審判前の保全処分」に関して困難な問題があり、日本で財産分与の本案の管轄が認められない場合には、これを仮に差し押さえることができず、それでは、実務上大きな支障となるためである。

財産分与について、世界の様々な場所に財産があつて、これらを全体として分割する必要があることは理解するが、我が国の法制上、我が国に財産分与の本案の管轄がない場合には保全処分が不可能だとされる可能性が高く(第2の12参照)、それでは、現実的に当事者にとって著しく不都合な結果となりうる。

翻つて、我が国に財産分与の管轄があるとすることが過剰な管轄となるか否か考えてみると、少なくとも我が国の財産についてこれを認めることによる問題は少ない。むしろ、外国の裁判所が、我が国における財産について判断を漏らしてしまい、後に困るといふようなことが懸念される(これを緊急管轄で救済すべきとの考えもあるが、それほど希有なこととも思われないので、むしろ正面から管轄を認めるべきである。)。外国の裁判所が我が国の財産を対象にしているような場合に、異なる判断が出て困る、というような事態は、実際には考えにくく、特に登記等との関係では、我が国の財産について、我が国の判断が優先することになると考えられるため、実務上の支障は考えにくい。

現時点では、被告の応訴の便宜を中心に考える甲案とするか、財産分与を求める原告の利益を中心に考える乙案とするか、意見の一致をみなかったため意見は述べないものとする。

3 年金分割事件の国際裁判管轄

【甲案】 厚生年金保険法第78条の2第2項に規定する請求すべき按分割合に関する処分の審判事件（注）の管轄権は、日本の裁判所に専属するものとする。

【乙案】 規定を設けないものとする。

（注）なお、請求すべき按分割合に関する処分（家事事件手続法別表第二の15の項）の根拠となる法律の規定が厚生年金保険法第78条の2第2項のみとなるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号）の施行（平成27年10月1日）後であるが、便宜上、現段階でも同規定のみを挙げておく。

【意見】

乙案とすべきである。

【理由】

専属管轄の規定があると、海外で我が国の年金分割についての明確な裁判所の判断があっても、あるいは、コンセント・オーダー（同意による裁判）があっても、これらは一切日本で承認されないこととなり、別途当事者間の合意などを要求されることになる。しかし、外国での裁判後に再度そのような合意をすることが実務上困難なことも考えられ（例えば、弁護士がいなくなり、当事者との交渉が難しいというようなこともありうる。）、より柔軟に年金分割が認められるようにしておくことが望ましい。年金分割は、割合を定めるのみであり、外国の裁判所における裁判等を認めることによって、我が国の年金の仕組みに重大な影響があるといった弊害は考えられない。

4 実親子関係事件の国際裁判管轄

【甲案】 裁判所は、実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所（注3）が日本国内にあるとき
- ②一 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方が原告である場合において、他の一方が死亡し、その者がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき
- 二 当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が原告である場合におい

て、当該身分関係の当事者全てが死亡し、そのうちのいずれかがその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき

- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内に〕あるとき（注4）（注5）
- ④ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあるとき
- ⑤ 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方（当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が原告である場合は、その者を含む。）の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注6）
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有するとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

（注1）単位事件類型としての「実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」とは、嫡出否認の訴え、認知の訴え、認知の無効及び取消の訴え、父を定めることを目的とする訴え、実親子関係の存否の確認の訴えをいい（人事訴訟法第2条第2号参照）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、⑤のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方（被告が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

また、【甲案】においては、後記第2の1で合意管轄又は応訴管轄に関する一般的な規律は設けないとされていることも踏まえ、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

(注3) 【甲案】①については、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所が国内外のどこにも存在しないか又は不明である場合、被告の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

(注4) 【甲案】③について、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

(注5) 【甲案】③及び【乙案】②について、当該訴えにかかる身分関係の当事者の一方が日本の国籍を有していれば足りるとするか否かについては、引き続き検討する。

(注6) 【乙案】①について、原告が日本に住所を有していることによる管轄原因に関し、その期間が一定期間以上であるときに限定するか否かにつき、引き続き検討する。

【意見】

甲案の①、③、④については、1で述べた①から③までについてと同様にすべきある。

乙案①の原告が日本に住所を有していることによる管轄原因に関しては、その期間を1年以上とすべきである。

甲案の⑤及び乙案の③についても1で述べたと同様である。

現時点で、甲案か乙案かの意見は述べないものとする。

【理由】

甲案については、上記1で述べたことを準用する。乙案の日本に住所を有している期間も同様。

甲案の⑤及び乙案の③についても1の甲案④及び乙案③について述べたと同様である。実親子関係事件では、「認知」の制度を有しない国でそのような訴えを提起することは著しく困難であるといえるところ、原告が日本に住所を有する場合のみならず、当事者のいずれかが日本国籍を有している場合に戸籍の正確な記載のためにこのような訴訟をする実際上の必要がある。また日本法では、民法第772条の嫡出推定の排除についての解釈が認知と密接な関連があるところ、この問題について正確な理解をして判断をすることは外国の裁判所では困難であるといえ、そのような場合にも当事者の住所がある国で訴えを提起することは著しく困難であるといえることができる。

現時点では、被告の応訴の便宜を中心に考える甲案とするか、原告の利益を中心に考える乙案とするか、意見の一致をみなかったため意見は述べないものとする。

5 養親子関係事件の国際裁判管轄

(1) 養子縁組の成立を目的とする審判事件

裁判所は、養子縁組の成立を目的とする審判事件（注）について、養親となるべき者又は養子となるべき者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

（注）単位事件類型としての「養子縁組の成立を目的とする審判事件」とは、養子縁組をするについての許可の審判事件（家事事件手続法別表第一の 61 の項）及び特別養子縁組の成立の審判事件（同法別表第一の 63 の項）をいい（「特別養子縁組」とは養子縁組のうち養子とその実方の血族との親族関係が終了するものである。）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

【意見】

賛成である。

【理由】

当事者のいずれかの所在を管轄要件とすることは適切である。養親となるべき者の住所において管轄権があるとする実務上の必要がある（養子縁組が成立して初めて、養子についてのビザが発給されるなどの事情が考えられる。）。

(2) 養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え

【甲案】 裁判所は、養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所（注3）が日本国内にあるとき
- ②一 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方が原告である場合において、他の一方が死亡し、その者がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき
- 二 当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が原告である場合において、当該身分関係の当事者全てが死亡し、そのうちのいずれかがその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内に〕あるとき（注4）
- ④ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内

にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあるとき

- ⑤ 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方（当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が原告である場合は、その者を含む。）の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき
（注5）
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有するとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

（注1）単位事件類型としての「養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」とは、養子縁組の無効及び取消しの訴え、協議離縁の無効及び取消しの訴え並びに養親子関係の存否の確認の訴えをいい（なお、離縁を目的とする訴え（後記(3)）は含まない（人事訴訟法第2条第3号参照）。）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、⑤のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方（被告が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

また、【甲案】においては、後記第2の1で合意管轄又は応訴管轄に関する一般的な規律は設けないとされていることも踏まえ、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

（注3）【甲案】①については、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、被告の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

（注4）【甲案】③については、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

（注5）【乙案】①については、原告が日本に住所を有していることによる管轄原因に関し、その期間が一定期間以上である場合に限定するか否かにつき、引き続き検討する。

【意見】

甲案の①，③，④については，1の①から③までについて述べたものと同じである。

乙案①の原告が日本に住所を有していることによる管轄原因に関しては，その期間を1年以上とすべきである。

甲案の⑤及び乙案の③についても1で述べたと同様である。

現時点で，甲案か乙案かの意見は述べないものとする。

【理由】

甲案については，上記1と同様である。乙案の日本に住所を有している期間も同様。

現時点では，被告の応訴の便宜を中心に考える甲案とするか，原告の利益を中心に考える乙案とするか，意見の一致をみなかったため意見は述べないものとする。

(3) 離縁を目的とする訴え

【甲案】 裁判所は，離縁を目的とする訴え（注1）について，次のいずれかに該当するときは，管轄権を有するものとする。（注2）

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所（注3）が日本国内にあるとき
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有して〔おり，かつ，当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内に〕あるとき（注4）
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所地が日本国内にあり，かつ，当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあるとき
- ④ 原告の住所が日本国内にあるときであって，当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は，離縁を目的とする訴えについて，次のいずれかに該当するときは，管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注5）
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有するとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にある

ときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

(注1) 単位事件類型としての「離縁を目的とする訴え」とは、離縁の訴えをいい（人事訴訟法第2条第3号参照。なお、後記(4)「特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件」及び後記(5)「死後離縁を目的とする審判事件」は含まない。）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、④のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方（被告が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

また、【甲案】においては、後記第2の1で合意管轄又は応訴管轄に関する一般的な規律は設けないとされていることも踏まえ、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

(注3) 【甲案】①については、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、被告の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

(注4) 【甲案】②について、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

(注5) 【乙案】①については、原告が日本に住所を有していることによる管轄原因に関し、その期間が一定期間以上である場合に限定するか否かにつき、引き続き検討する。

【意見】

甲案の①から③については、1の①から③について述べたと同様である。

乙案①の原告が日本に住所を有していることによる管轄原因に関しては、その期間を1年以上とすべきである。

甲案の及び乙案の③についても1で述べたと同様である。

現時点で、甲案か乙案かの意見は述べないものとする。

養子と特別養子について、訴えと審判との区別があるものの、管轄の規律を区分すべきではない。

【理由】

甲案については、上記1と同様である。乙案の日本に住所を有している期間も同様。

現時点では、被告の応訴の便宜を中心に考える甲案とするか、原告の利益を中心に考える乙案とするか、意見の一致をみなかったため意見は述べないものとする。

養子と特別養子は、我が国の区分であり、外国の制度がこれに対応しているわけではない。したがって、いずれの規定が適用されるかの判断が困難な事態が生じうる。これらを区分せず、同一の規律とすべきである。

(4) 特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件

【甲案】 裁判所は、特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）

- ① 当該申立てに係る身分関係の当事者（申立人を除く。）の住所（注3）が日本国内にあるとき
- ② 当該申立てに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、当該申立てに係る身分関係の当事者である申立人（注4）の住所が日本国内に〕あるとき（注5）
- ③ 当該申立てに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、当該申立てに係る身分関係の当事者である申立人の住所が日本国内にあるとき
- ④ 申立人の住所が日本国内にあるときであって、当該申立てに係る身分関係の当事者（申立人を除く。）の住所がある国の裁判所に申立てをすることが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該申立てに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注6）
- ② 当該申立てに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有するとき
- ③ 当該申立てに係る身分関係の当事者でない申立人の住所が日本国内にあるときであって、当該申立てに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に申立てをすることが著しく困難であるとき

（注1）「特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件」とは、特別養子縁組の離縁の審判事件（家事事件手続法別表第一の64の項）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、④のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方（当該申立てに係る身分関係の当事者（申立人を除く。）が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

(注3) 【甲案】①については、当該申立てに係る身分関係の当事者（申立人を除く。）の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、それらの者の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

(注4) 日本法では、養子のみがこれに当たる。

(注5) 【甲案】②について、当該訴えに係る身分関係の当事者である申立人の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

(注6) 【乙案】①については、申立人が日本に住所を有していることによる管轄原因に関し、その期間が一定期間以上である場合に限定するか否かにつき、引き続き検討する。

【意見】

養子と特別養子についての規律を区分すべきではない。

【理由】

上記（3）と同じである。

(5) 死後離縁を目的とする審判事件

裁判所は、死後離縁を目的とする審判事件（注）について、当該身分関係の当事者である申立人の住所が日本国内にあるとき又は縁組の当事者の一方が死亡の時に日本国内に住所を有していたときは、管轄権を有するものとする。

（注）「死後離縁を目的とする審判事件」とは、死後離縁をするについての許可の審判事件（家事事件手続法別表第一の62の項）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

【意見】

賛成である。

【理由】

死後離縁については、相手方の死亡時の住所地のほか、申立人の住所地の管轄を認めることとするのが合理的である。

6 子の監護又は親権に関する審判事件の国際裁判管轄

裁判所は、子の監護又は親権に関する審判事件（ただし、子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く。）（注1）について、子の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。（注2）

(注1) 単位事件類型としての「子の監護又は親権に関する審判事件」とは、①子の監護に関する処分の審判事件(家事事件手続法別表第二の3の項)、②養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の審判事件(同法別表第二の7の項)、③親権者の指定又は変更の審判事件(同法別表第二の8の項)、④親権を行う父又は母とその子との利益が相反する場合における子に関する特別代理人の選任の審判事件(同法別表第一の65の項)、⑤第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件(同法別表第一の66の項。なお、後記7において【甲案】を採用する場合は、この単位事件類型からは除外される。)、⑥親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判事件(同法別表第一の67の項)、⑦親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判事件(同法別表第一の68の項)、⑧親権又は管理権を辞し、又は回復するについての許可の審判事件(同法別表第一の69の項)、⑨親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件(同法別表第一の132の項。後記16(6)参照)をいう(子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件については、扶養関係事件として規律を設けることを想定している。)、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 子の監護又は親権に関する審判事件については、同事件について管轄権を有する国において審判がされている場合において、将来、子が外国に行くことが予定されているときに、あらかじめ当該外国においても同内容の審判を得るためにされる申立てについて合意管轄を認めるべきか否かについては、引き続き検討する。

【意見】

賛成する。ただし、上記(注2)に留意する必要がある。

【理由】

子の監護又は親権に関する審判事件に関し、子の住所地で裁判を行うことは適切である。ただし、次の諸点に留意する必要がある。

1 子の住所や居所の変更が予定されている場合

上記(注2)の場合のように、子の住所や居所の変更が予定されている場合においては、それら住所や居所の変更後についても争いを未然に防止するための裁判等が求められることがあり、これを排除すべきではない。

また、(注2)では、「管轄権を有する国において審判がされている場合において」としているが、これは、裁判外の調停等、何らかの交渉が行われていれば十分である。また、原則として、子の住所地で裁判を行うとしても、何らかの事情によりこれが困難である場合などにおいては、柔軟に子の福祉に関する判断ができるようにすべきであり、これを否定するものではないと解される。

2 子の保護のための暫定的な例外的措置

この規定に盛り込むべきか否かは別として、子の監護に関しては、子の保護のため暫定的に早急に判断をする必要がある場合が考えられる。例えば、子の住所は日本国外にあるものの、子が日本におり、監護に関する何らかの裁判所の判断が求められるような場合である。これは、いわゆる「緊急管轄」とは異なるが、子の保護のための、暫定的な例外的緊急措置が求められる場合である。明文を要するものかどうかは別として、そのような裁判所の判断は可能であると考えべきである。

7 第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件の国際裁判管轄

【甲案】 裁判所は、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件（注1）について、当該子の住所又は管理の対象となる財産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

【乙案】 特に規律を設けないものとする（注2）。

（注1）単位事件類型としての「第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件」とは、第三者が親権を行う父又は母に管理させない意思を表示して子に財産を与えた場合におけるその財産の管理に関する処分の審判事件（家事事件手続法別表第一の66の項）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）【乙案】を採用する場合、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件は、前記6に含まれることとなる（前記6（注1）⑤参照）。

【意見】

乙案に賛成する。

【理由】

現時点では、極めてまれな事態と考えられるところ、先例の集積を待って、必要な原則を定めるべきである。財産の所在地は、重要な要素であるが、それ以外のニーズがないといえるのか、なお慎重な検討を今後行っていくべきである。

8 都道府県の措置についての承認等の審判事件の国際裁判管轄（注）

特に規律を設けないものとする。

（注）単位事件類型としての「都道府県の措置についての承認等の審判事件」とは、都道府県が児童に対する虐待等がある場合にその児童を児童自立支援施設等に入所させたりすることに関する①都道府県の措置についての承認の審判事件（家事事件手続法別表第

一の 127 の項), ②都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件 (同法別表第一の 128 の項) をいう。

【意見】

賛成する。

【理由】

そもそも行政的な措置についての審判に関するものであり, 私的事件とは管轄の考え方を異にする。あえて規定を設けることは不適切である。

9 扶養関係事件の国際裁判管轄

裁判所は, 夫婦, 親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件(ただし, 子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件を含む。)

(注) について, 次のいずれかに該当するときは, 管轄権を有するものとする。

① 扶養義務者となるべき者(申立人となる場合を除く。)の住所が日本国内にあるとき

② 扶養権利者となるべき者(子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件の場合にあってはその子を監護する者又はその子)の住所が日本国内にあるとき

(注) 単位事件類型としての「夫婦, 親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件(ただし, 子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件を含む。)」(扶養義務の準拠法に関する法律第 1 条参照)とは, ①扶養義務の設定(家事事件手続法別表第一の 84 の項), ②扶養義務の設定の取消し(同法別表第一の 85 の項), ③扶養の順位の設定及びその決定の変更又は取消し(同法別表第二の 9 の項), ④扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し(同法別表第二の 10 の項), ⑤夫婦間の協力扶助に関する処分(同法別表第二の 1 の項), ⑥婚姻費用の分担に関する処分(同法別表第二の 2 の項), ⑦子の監護に要する費用の分担の処分(同法別表第二の 3 の項)の各審判事件をいい(なお, 生活保護法第 77 条第 2 項に基づく扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判事件(家事事件手続法別表第二の 16 の項)は, 含まない。), なお, 外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

【意見】

賛成する。

【理由】

扶養権利者にとって便利な地において審判を求めることができるようにするこ

とが社会的な要請である。

10 相続に係る審判事件の国際裁判管轄

① 裁判所は、相続に係る審判事件（注1）（注2）について、相続開始の時ににおける被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には日本国内に最後に住所を有していたとき（ただし、被相続人の死亡前に申立てをすることができる事件にあっては、被相続人の死亡後に申立てをする場合（注3）を除き、被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には申立て前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。））は、管轄権を有するものとする。

②（注4）

【甲案】

【甲A案】

裁判所は、相続に係る審判事件について、遺産に含まれる財産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。ただし、当該日本国内にある財産の価額が著しく低いときを除くものとする（注5）。

【甲B案】

裁判所は、相続財産の保存又は管理に関する処分、財産分離、相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分及び遺言執行者の選任の各審判事件について（注6）、遺産に含まれる財産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。（注7）

【乙案】

相続に係る審判事件について、遺産に含まれる財産の所在地に基づく国際裁判管轄に係る特段の規律は設けないものとする。

③ 当事者は、遺産の分割に関する審判事件（注8）について、合意により、日本の裁判所に遺産の分割に関する審判の申立てをすることができることを定めることができるものとする。（注9）

④ 裁判所は、①及び②の規律にかかわらず、推定相続人の廃除の審判又は取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件（注10）について、推定相続人の廃除の審判事件又はその取消しの審判事件が日本

の裁判所に係属しているときに限り、管轄権を有するものとする。

(注1) 「相続に係る審判事件」とは、相続の承認及び放棄に関する審判事件（相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長、相続財産の保存又は管理に関する処分、限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理、限定承認の申述の受理、限定承認の場合における鑑定人の選任、限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任及び相続の放棄の申述の受理）、遺産の分割に関する審判事件（遺産の分割、遺産の分割の禁止及び寄与分を定める処分）等（家事事件手続法別表第一の86の項から110の項まで及び133の項並びに同法別表第二の11の項から14の項まで）をいい、外国法において上記各事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 例えば④のように、相続に関する審判事件のうち特定の種類の事件について①の規律の対象から除外することについては、引き続き検討する。（注10）を参照のこと。

(注3) ①推定相続人の廃除の審判事件（家事事件手続法別表第一の86の項。被相続人が請求する場合（民法第892条）と遺言が効力を生じた後に遺言執行者が請求する場合（民法第893条）とがある。）、②推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件（家事事件手続法別表第一の87の項。被相続人が請求する場合（民法第894条第1項）と遺言が効力を生じた後に遺言執行者が請求する場合（民法第894条第2項、第893条）とがある。）、③遺言の確認の審判事件（家事事件手続法別表第一の102の項。）及び④遺留分の放棄についての許可の審判事件（同法別表第一の110の項。相続の開始前の申立てに限られる（民法第1043条第1項参照）。）は、いずれも、「被相続人の死亡前に申立てをすることができる事件」に当たる。したがって、「被相続人の死亡前に申立てをすることができる事件」を「被相続人の死亡後に申立てをする場合」としては、①推定相続人の廃除の審判事件について遺言が効力を生じた後に遺言執行者が申立てをする場合、②推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件について遺言が効力を生じた後に遺言執行者が申立てをする場合及び③遺言の確認の審判事件について被相続人の死亡後に申立てがされる場合を挙げることができる。

(注4) ②については、相続に係る審判事件に含まれる事件のうち特定のものの国際裁判管轄に係る【甲B案】のような規律のほか、例えば、相続に係る審判事件のうち、遺産に含まれる財産の管理を内容とする特定の事件類型については、裁判所は遺産に含まれる財産が一定程度、日本国内に所在するときは管轄権を有するものとするなどの明文の規律を設けるものとしつつ、他の事件類型については、明文の規律を設けないものとするなど、【甲A案】、【甲B案】を組み合わせた規律とすることも、引き続き検討する。

(注5) ただし書については、日本の裁判所に管轄権が認められる場合を限定するため、事件と日本との間に管轄が認められるべき密接関連性があるということができるだけ

財産が日本国内にあるときに限るものとするなど、その要件の在り方について、引き続き検討する。

(注6) 【甲B案】においては、その審判により又はその審判に続き、遺産に含まれる財産の管理や当該財産に係る鑑定人の選任等、当該財産の管理がされることが想定される事件類型を列挙しているが、列挙する事件の過不足については、引き続き検討する。

(注7) 【甲B案】は、当該規律により日本の管轄権が認められ、申立ての全部又は一部を認容する審判がされた場合における当該審判について、その効力が日本国内にある財産に限られるか否かは、解釈に委ねることを前提としているが、この点については引き続き検討する。

(注8) 遺産の分割に関する審判事件とは、遺産の分割、遺産の分割の禁止及び寄与分を定める処分の各審判事件をいい(家事事件手続法別表第二の12の項から14の項まで)、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注9) 遺産の分割に関する審判事件について合意による管轄を認めるものとする場合、合意の主体、方式等の要件については、引き続き検討する。

(注10) 推定相続人の廃除の審判又は取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件とは、家事事件手続法別表第一の88の項の事項についての審判事件をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。具体的には、試案によると、被相続人が、その住所地である日本において推定相続人の廃除の審判の申立てをしたが、同審判事件の係属中に住所を外国へ変更し、外国で死亡した場合は、日本においてのみ、推定相続人の廃除の審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判をすることができる。

(10 についての後注) 相続に係る審判事件については、これに含まれる特定の種類の事件の国際裁判管轄につき、④のように、その事件については①及び②の規律の適用を排除し、別途、固有の管轄原因を認める規律ではなく、①及び②の規律の適用に加え、その事件に固有の管轄原因を付加して認めるものとする規律を設けることも考えられる。そのような規律の要否及び設ける場合の具体的内容につき、引き続き検討する(例えば、相続の放棄の申述の受理の審判事件(家事事件手続法別表第一の95の項。外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。))について、裁判所は相続人の住所地が日本国内にあるときも管轄権を有するものとする規律などを設けるべきか否か。))。

【意見】

①については賛成する。

②については、[甲A案]に賛成する。ただし、相続放棄の申述及び相続放棄

の取消しの申述の受理事件については、相続人の住所地における管轄を認めるべきである。

③④については、賛成する。

【理由】

相続に係る審判事件に関しては、相続に係る訴訟事件と同様、被相続人が死亡時に住所・居所を有していた地に、利害関係人や関係書類が存在するのが通常であって、基本的には提案に賛成する。ただし、相続放棄の申述の受理事件に関しては、被相続人の住所地管轄という基本ルールだけしかないとすると、外国に居住していた被相続人が積極財産を保有せず、多額の債務だけが残っている場合、相続人が相続を放棄するためには、熟慮期間中にわざわざ海外に出向いて手続を取らざるを得ないこととなり、我が国に所在する相続人の保護に著しく欠けることとなってしまう。したがって、相続放棄の申述の受理事件に関しては、相続人の住所地における管轄を認めるべきである。相続放棄の取消しについても、同様である。たとえば、外国居住の被相続人が亡くなり、相続人の1人からの詐言により、日本国内居住の他の相続人が日本の裁判所で相続放棄の申述をした場合の取消しの申述が考えられる。

財産所在地管轄については、国際的な財産保有形態が多様化した現代社会において、甲A案が望ましいのではないかと思われる。合意管轄については、基本ルールだけしかないとすると、遺産分割の前提問題（遺産の範囲の確定訴訟など）が固有必要的共同訴訟として日本の裁判管轄が認められているにもかかわらず、その後の本案たる遺産分割審判事件については日本の裁判管轄がないというケースも想定しうる。そうだとすれば、そのような場合につき合意管轄をもって規律することが必要であって、提案のとおりで良いのではないかと考える。

11 成年後見等に関する審判事件の国際裁判管轄

裁判所は、成年後見等（注1）に関する審判事件（注2）（三にあっては、後見等開始の審判事件を除く。）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- 一 成年被後見人等（注3）となるべき者又は成年被後見人等の住所又は居所が日本国内にあるとき
- 二 成年被後見人等となるべき者又は成年被後見人等が日本の国籍を有するとき
- 三 日本において成年被後見人等について後見等開始の審判があったとき

（注4）

(注1) 「成年後見等」とは、成年後見、保佐又は補助を指すものとする。

(注2) 単位事件類型としての「成年後見等に関する審判事件」とは、後見等開始の審判事件（後見開始、保佐開始及び補助開始の各審判事件をいう。家事事件手続法別表第一の1の項、17の項及び36の項。）、後見等開始の審判の取消しの審判事件（後見開始の審判の取消し、保佐開始の審判の取消し及び補助開始の審判の取消しの各審判事件をいう。同法別表第一の2の項、20の項及び39の項。以下、「後見等開始」とは、後見開始、保佐開始又は補助開始を指すものとする。）並びに保護措置に関する審判事件（成年後見人の選任、成年後見人の解任、成年後見監督人の選任、成年後見監督人の解任、成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可、成年被後見人に関する特別代理人の選任、成年後見人又は成年後見監督人に対する報酬の付与、成年後見の事務の監督等の各審判事件並びに保佐人及び補助人についてこれらに相当する各審判事件（同法別表第一の3の項から16の項まで、18の項、19の項、21の項から35の項まで、37の項、38の項及び40の項から54の項まで）をいう。以下同じ。）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。なお、単位事件類型の在り方については、民法や通則法の規定を踏まえ「後見等開始の審判事件」と「保護措置に関する審判事件」とで別の単位事件類型を設けることの是非や、「成年後見等に関する審判事件」に含まれる事件と後記12の「未成年後見に関する審判事件」に含まれる事件を併せて1つの単位事件類型を設けることの是非について、引き続き検討する。

(注3) 「成年被後見人等」とは、成年被後見人、被保佐人又は被補助人を指すものとする。

(注4) 三の規律により保護措置に関する審判事件（（注2）参照）について、日本の裁判所に管轄権が認められる場合としては、例えば、日本で後見等開始の審判を受けた日本の国籍を有する者が、その後、外国へ住所を移し、かつ、日本の国籍を失った場合や、日本で後見等開始の審判を受けた外国人が、その後、外国へ住所を移した場合が考えられる。

(11 についての後注) 後見等開始の審判の取消しの審判事件及び保護措置に関する審判事件の全部又は一部について、試案とは異なり、裁判所は、日本において当該事件に係る成年被後見人等について後見等開始の審判があったときに限り、管轄権を有するものとする旨の規律を設けるか否かについては、引き続き検討する。

【意見】

賛成する。ただし、追加的な管轄原因も検討すべきである。

【理由】

原則的な管轄原因について異論はない。

問題となりうる場合として、成年被後見人となるべき者が外国に居住する外国人であって、当該国に、成年後見制度がないという例が考えられる。そのような場合において、我が国に相当額の財産が存在するときには、その財産を当該成年被後見人となるべき者のために管理し、当該成年被後見人の身上監護に資するよう、例外的な財産所在地管轄を認めるべきである。これは、緊急管轄として認めることも考えられる。

具体的な要件としては、

- ① 成年被後見人となるべき者が日本に財産を保有しているが、その財産を管理する者がいない。
- ② 成年被後見人となるべき者が居住している外国においては、成年後見人制度がないか、機能していない。
- ③ 日本において、成年後見人を選任して財産を管理し、その財産からの収入を成年被後見人となるべき者の療養看護に用いることが、成年被後見人の福祉にかなう。

といった要件をすべて満たすような場合には、外国に居住する外国人のためであっても、日本の裁判所が成年後見人を選任できるようにすべきである。

12 未成年後見に関する審判事件の国際裁判管轄

裁判所は、未成年後見に関する審判事件（注）（三にあっては、未成年後見人となるべき者の選任の審判事件及び未成年後見人の選任の審判事件を除く。）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- 一 未成年被後見人の住所又は居所が日本国内にあるとき
- 二 未成年被後見人が日本の国籍を有するとき
- 三 日本において未成年後見人の選任の審判があったとき

（注）単位事件類型としての「未成年後見に関する審判事件」とは、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任、未成年後見人の選任、未成年後見人の辞任についての許可、未成年後見人の解任、未成年後見監督人の選任、未成年後見監督人の辞任についての許可、未成年後見監督人の解任、未成年後見に関する財産の目録の作成の期間の伸長、未成年後見人又は未成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し、未成年被後見人に関する特別代理人の選任、未成年後見人又は未成年後見監督人に対する報酬の付与、未成年後見の事務の監督、第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関

する処分並びに未成年後見に関する管理の計算の期間の伸長の各審判事件（家事事件手続法別表第一の70の項から83の項まで）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。なお、単位事件類型の在り方については、前記11の「成年後見等に関する審判事件」に含まれる事件と「未成年後見に関する審判事件」に含まれる事件を併せて1つの単位事件類型を設けるものとする等を含め、引き続き検討する。

(12 についての後注) 未成年後見に関する審判事件について、試案とは異なり、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任及び未成年後見人の選任の各審判事件については、試案の一及び二と同じ規律に服せしめるものとしつつ、未成年後見等に関する審判事件のうち上記各審判事件を除く審判事件の全部又は一部について、裁判所は、日本において、当該事件に係る養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判又は未成年後見人の選任の審判がされたときに限り、管轄権を有するものとする旨の規律を設けるか否かについては、引き続き検討する。

【意見】

賛成する。

【理由】

未成年後見については、規定のある国がほとんどであると考えられ、特に問題はない。

13 任意後見に関する審判事件の国際裁判管轄

裁判所は、任意後見に関する審判事件（注1）について、任意後見契約の委任者の住所又は居所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。（注2）

(注1) 単位事件類型としての「任意後見に関する審判事件」とは、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任、任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任、任意後見監督人を更に選任する場合における任意後見監督人の選任、後見開始の審判等の取消し、任意後見監督人の職務に関する処分、任意後見監督人の辞任についての許可、任意後見監督人の解任、任意後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し、任意後見監督人に対する報酬の付与、任意後見人の解任並びに任意後見契約の解除についての許可の各審判事件（家事事件手続法別表第一の111の項から121の項まで）をいう。外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 「任意後見に関する審判事件」の国際裁判管轄については、試案の内容のほかに、日本において任意後見の登記がされているときにも日本の裁判所に管轄権を認めるものとする考え方や、そもそも特に国際裁判管轄についての規律を設けないものとするべきであるとの考え方、日本法を準拠法とする事件についてのみ規律を設けるべきであるとの考え方についても、引き続き検討する。

【意見】

「裁判所は、任意後見に関する審判事件について、日本において任意後見登記がなされているときは、管轄権を有するものとする。」(注2参照)とすべきである。

【理由】

任意後見契約は、委任者が予め信頼できる者を受任者として任意後見契約を公正証書をもって締結し、それを登記し(公証人から嘱託することとなっている)、後に任意後見契約の効力を発生させるために任意後見監督人を裁判所が選任するという制度である。このような制度は、世界的に普遍的なものとはいえない。また、委任者や受任者は、それぞれ移動の自由があり、任意後見契約締結後、日本に住所を有する義務があるわけではないし、これまで、日本に住所がないと契約が無効になるという説明も行われていない。

ドイツにおいては、通常の任意後見では監督をする者は選任されないようであるが、例外的に「任意代理監督世話人」の選任を行う場合があるとのことである。中間試案に従えば、ドイツの方式にしたがって任意後見契約をドイツで行い、そのドイツ人が日本に住所を持つことになれば、日本の裁判所がドイツの世話裁判所に代わってそのドイツ人である被後見人の任意後見監督人を選任するということになりそうである。そして、日本で選任された任意後見監督人は、その事務について家庭裁判所に報告をすることになる。

しかしながら、そもそも、ドイツの制度と日本の制度とは同一ではなく、任意後見監督人が選任されるべきか否かについても、ドイツ法の精査が必要になると思われる。また、典型的には、委任者も受任者もドイツ語で契約を行っており、日本の裁判所はそれをすべて翻訳して確認する必要がある上、任意後見監督人となる者は、ドイツ語に通曉した者としなければならない。しかも、受任者が日本にいるとは限らないことから、任意後見監督人は、受任者の事務の監督のためにドイツに行くなどして調査する必要性が生じうるが、このことは相当困難なことではないかと考えられる。

一方、我々の意見によれば、このような事案は、ドイツの裁判所が(その法令にしたがって適切であれば)「任意代理監督世話人」を選任すべきであると考え

るものである。たとえば、被後見人となるべき者が日本に住所を有する場合であっても、ドイツにおいてなされた任意後見契約についてドイツの裁判所が管轄を有することとする方が、委任者の意思をよりよく反映させることになりうるのではないかと考える。

任意後見契約の委任者は、自分の信託する者に財産や身上監護を委ねようとし、例えば、老後は、自分が日本で所有するアパートの賃貸収入により、外国のリゾートで暮らすことを希望しているかもしれない。そして、任意後見契約の委任者は、受任者に対し、任意後見が開始した場合に、どのような生活を望むのか、例えば、どのような施設に入所することを望むか、財産をどのように管理することを望むか、といった希望を述べておくことも一般的である。

このような場合において、任意後見契約の委任者の住所又は居所が日本国内にある場合にのみ裁判所が管轄権を有することとすれば、せつかくこのような希望を述べておいてもそれが生かされる機会がなくなってしまう、任意後見契約の委任者の期待を裏切ることとなる。任意後見契約を公正証書をもって作成し、その登記がなされた以上、これに対する委任者及び受任者の信頼があり、これらを尊重する制度とすべきである。

なお、委任者の住所が日本にないと裁判所の監督が困難ではないか、という点に関しては、そのような懸念はない。法定後見であっても、いったん日本で後見が開始された後は、被後見人が外国に移転しても法定後見は存続し、日本における成年後見人が財産を管理し、身上監護についても、外国における補助者等と連絡をとって行っているという実態がある。交通・通信手段が発達している現在、外国にいたることが財産管理や身上監護の妨げになるということはない。仮に、何らかの外国の手続が必要になる場合は、外国で専門家に依頼すればよく、それは、任意後見人が行うこととすれば支障はない。また、受任者である任意後見人が不正の目的で、委任者を外国に連れ出して監督を逃れようとするようなことがあれば、任意後見契約に関する法律第8条により、任意後見人の任務に適しない事由があるとして、家庭裁判所は、任意後見監督人等の請求により、任意後見人を解任することもできることとなっている。

受任者についても、住所に関係なく、財産管理や身上監護は可能であり、また、任意後見監督人（これは、通常日本に住所を有することが想定されているであろう。）がその任意後見人と連絡をとって、その事務を監督することもできる。

このように、人々が国際的な活動をしている中、日本に住所を有しなければ任意後見契約が発効しないなどという制度を創設することは、国際化社会に逆行し、また、「自己決定権」を不当に制限するものといわざるを得ない。

なお、任意後見契約の悪用が問題になっている場合があるとすれば、その制度の改善を考えるべきであって、管轄を限定することは適切とはいえない。

14 失踪の宣告の審判事件及び失踪の宣告の取消しの審判事件の国際裁判管轄

- ① 裁判所は、失踪の宣告の審判事件（注1）について、不在者が、生存していたと認められる最後の時点において日本国内に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたときは、管轄権を有するものとする。
- ② ①に規定する場合に該当しないときであっても、裁判所は、失踪の宣告の審判事件について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有し、それぞれ当該各号に掲げるものについてのみ失踪の宣告をすることができるものとする。
 - 一 不在者の財産が日本国内にあるとき 当該財産
 - 二 不在者に関する法律関係が日本法によるべきときその他法律関係の性質、当事者の住所又は国籍その他の事情に照らして日本に関係があるとき 当該法律関係
- ③ 裁判所は、失踪の宣告の取消しの審判事件（注2）について、失踪の宣告を受けた不在者が、生存していたと認められる最後の時点において日本国内に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたときは、管轄権を有するものとする。
- ④ ③に規定する場合に該当しないときであっても、裁判所は、失踪の宣告の取消しの審判事件について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。
 - 一 日本において失踪の宣告があったとき
 - 二 失踪の宣告を受けた不在者が現に日本国内に住所を有するとき又は日本の国籍を有するとき

（注1）単位事件類型としての「失踪の宣告の審判事件」とは、家事事件手続法別表第一の56の項の事項についての審判事件をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）単位事件類型としての「失踪の宣告の取消しの審判事件」とは、家事事件手続法別表第一の57の項の事項についての審判事件をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

【意見】

賛成する。

【理由】

法の適用に関する通則法において定められた原則であり，特に異論はない。

15 不在者の財産の管理に関する審判事件の国際裁判管轄

裁判所は，不在者の財産の管理に関する審判事件（注1）について，不在者の財産が日本国内にあるときは，管轄権を有するものとする（注2）。

（注1）単位事件類型としての「不在者の財産の管理に関する審判事件」とは，不在者の財産の管理に関する処分に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の55の項）をいい，外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）審判の効力を，日本国内にある不在者の財産に係る管理に限定するものとするか否かについては，引き続き検討する。

【意見】

「裁判所は，不在者の財産の管理に関する審判事件（注1）について，次の各号のいずれかに該当するときは，管轄権を有するものとする。

- 一 不在者の財産が日本国内にあるとき
- 二 不在者に関する法律関係が日本法によるべきときその他法律関係の性質，当事者の住所又は国籍その他の事情に照らして日本に関係があるとき」とすべきである。

【理由】

我が国においては，不在者財産管理人は，遺産分割において多く利用されているという実態がある。相続人のうちに行方不明の者がいても，法定相続分に従った分割等を行い，裁判所の許可を得て，遺産分割を完了し，失踪宣告のための年数が経過した時点において，失踪宣告を行うというのが一般的である。

ところで，日本人である被相続人の財産が日本にある場合には，被相続人が日本で死亡しても外国で死亡しても，日本の裁判所から見れば，日本法に従った相続が開始すると考えることができる。そのため，相続人である不在者が日本の財産を相続することとなり，「不在者の財産が日本にある」と解することができ，提案のとおり管轄で支障はない。

しかし，日本人である被相続人の財産がすべて外国にある場合には，被相続人が日本で死亡しても外国で死亡しても，日本の財産を観念することができない。そして，いかなる意味においても「不在者の財産が日本にある」とはいえない。それでも，このような場合において，日本法での遺産分割により，例えば外国に

ある銀行預金の相続手続を行いたいという例は十分考えられる。ここで、最終的には、日本で相続の権限のある者が受け取るということになるはずであるが、不在者財産管理人がいないのでは、相続の権限のある者「全員」の合意ができず、事態の收拾が困難になるであろう。

このような場合に対応するための文言として、上記「二」のとおりとすることが考えられる。この文言は、失踪宣告の条項に対応するものであり、失踪宣告をする前段階として、不在者財産管理人の選任ができるようにすべきだとするものである。

我が国の失踪宣告は、不在者の生死が7年間明らかでないことを要求しており、それを待たなければならないのでは、相続の手続を速やかに進めることができず、関係者にとっては大変な負担となる。また、「失踪宣告」によってその者を死亡したとみなすことについて家族等の抵抗感が強い場合も十分考えられる（生きていないはずで、いつかは戻ってくると信じている場合はありうる。）。現在、我が国の国内における相続について、不在者財産管理人を選任して手続を進めている実態に照らし、外国にのみ財産がある日本人の相続についても、これを認めることとすべきである。

16 その他の家事事件の国際裁判管轄

(1) 戸籍法に規定する審判事件及び民法第 791 条に規定する子の氏の変更についての審判事件

【甲案】

戸籍法に規定する審判事件（注）及び民法第 791 条に規定する子の氏の変更についての許可の審判事件の管轄権は、日本の裁判所に専属するものとする。

【乙案】 特に規律を設けないこととする。

（注）戸籍法に規定する審判事件とは、氏又は名の変更についての許可に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の 122 の項）、就籍許可に係る審判事件（同法別表第一の 123 の項）、戸籍の訂正についての許可に係る審判事件（同法別表第一の 124 の項）、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服に係る審判事件（同法別表第一の 125 の項）をいう。

【意見】

乙案に賛成する。

【理由】

戸籍法に規定する審判事件及び民法第791条に規定する子の氏の変更についての審判事件については、日本の裁判所に管轄権が認められるべきであるが、特に規定を置かなくても、その性質上、日本の裁判所に管轄権を認めることは可能である。また、これらの事件を日本の裁判所の専属管轄とまでする必要はない。

(2) 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件 (注)

特に規律を設けないものとする。

(注) 単位事件類型としての「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件」とは、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第1項に基づく性別の取扱いの変更に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の126の項）をいう。

(3) 生活保護法等に規定する審判事件 (注)

特に規律を設けないものとする。

(注) 単位事件類型としての「生活保護法等に規定する審判事件」とは、生活保護法第30条第3項に基づく施設への入所等についての許可に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の129の項）及び生活保護法第77条第2項（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第21条第2項において準用する場合を含む。）に基づく扶養義務者の負担すべき費用額の確定に係る審判事件（家事事件手続法別表第二の16の項）をいう。

(4) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件 (注)

特に規律を設けないものとする。

(注) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）は、特定の刑法上の行為を行った者について、心神喪失を理由に不起訴処分又は無罪判決を受けこれが確定した場合及び心神耗弱を理由に不起訴処分又

は刑を減輕する旨の確定裁判を受けた場合等に、裁判所が、検察官の申立てを受け、上記の者を医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定をすることができる旨等を規定しているところ、退院の許可や医療観察法に基づく医療の終了の申立て等を行うことができる者の一人として保護者を規定し、このような保護者となるべき者及びその順位を定め、先順位の方が保護者の権限を行うことができないときは、次順位の方が保護者となるが、後見人又は保佐人がいない場合において、対象者の保護のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所が利害関係人の申立てによってその順位の変更及び保護者の選任をすることができることとしている（医療観察法第 23 条の 2 第 2 項）。単位事件類型としての「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件」とは、医療観察法第 23 条の 2 第 2 項ただし書及び同項第 4 号に基づく保護者の順位の変更及び保護者の選任に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の 130 の項）をいう。

(5) 夫婦財産契約に関する審判事件（注）

特に規律を設けないものとする。

（注）単位事件類型としての「夫婦財産契約事件」とは、夫婦財産契約による財産の管理者の変更等に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の 58 の項）及び破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等に係る審判事件（同法別表第一の 131 の項）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(6) 破産法に規定するその他の審判事件（注）

特に規律を設けないものとする。

（注）破産法に規定するその他の審判事件とは、「親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件」（破産法第 61 条第 1 項において準用する民法第 835 条に基づく、親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の 132 の項）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。第 1 の 10 参照）をいう。

(7) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件（注）

特に規律を設けないものとする。

(注) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「中小企業経営承継円滑化法」という。）においては、中小企業の先代経営者の全ての遺留分権利者の合意に基づき、先代経営者が生前贈与等をした会社株式等の財産を、遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入せず、又は算入する際の価額を合意時の価額とすることを可能としており（中小企業経営承継円滑化法第4条ないし第6条参照）、これにより、相続開始後の相続人間の紛争を防止するとともに、相続開始に伴い散逸することとなる財産をある程度予見することを可能とすることで、その後の経営戦略を立案しやすい環境を整え、経営の安定化を通じた円滑な事業の継続を図ることを目指している。この合意が効力を生ずるための手続要件として、経済産業大臣による確認及び家庭裁判所の許可が必要であるとされているところ（中小企業経営承継円滑化法第7条及び第8条参照）、単位事件類型としての「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件」とは、上記の遺留分の算定に係る合意についての許可に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の134の項）をいう。

【意見】

賛成する。

【理由】

解釈に委ねることで特段不都合は生じないと考えられるので、特に、規律を設ける必要はない。

第2 人事訴訟事件等の国際裁判管轄に関する一般的な規律の在り方

1 合意管轄・応訴管轄

合意管轄及び応訴管轄（注）に関する一般的な規律は設けないものとする。

(注) 合意管轄とは、当事者の合意により、法定管轄のない国（の裁判所）に管轄を創設することを認める規律（又は合意された国以外の国の法定管轄を排除することを認める規律）を、応訴管轄とは、被告が国際裁判管轄の欠缺を主張することなく本案について応訴した場合に、当該国の管轄権を認める規律を指す。なお、これらに類する規律も含む趣旨である。

【意見】

賛成する。

【理由】

合意管轄及び応訴管轄又はこれに類似するものを認めるべき場合があると考えるが、人事訴訟等においては様々な事件類型があつて、すべてを同一の規律にすることは適切とはいえない。よつて、一般的な規律を設けないこととして良い。

2 併合請求（併合申立て）等における管轄権

- ① 一の人事に関する訴えで同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、日本の裁判所がその訴えの管轄権を有するものとする（注1）。
- ② 家事審判の申立てについて、①と同様の措置を採るものとする。（注2）
- ③ 一 一の訴えで人事訴訟に係る請求と当該人事訴訟の被告に対する当該請求の原因である事実によつて生じた損害の賠償に関する請求とをする場合において、日本の裁判所が人事訴訟に係る請求について管轄権を有するときは、日本の裁判所がその訴えの管轄権を有するものとする。
二 人事訴訟に係る請求の原因である事実によつて生じた損害の賠償に関する請求を目的とする訴え（当該人事訴訟の当事者以外の者に対するものを除く。）は、既に日本の裁判所に当該人事訴訟が係属する場合にも、日本の裁判所がその訴えの管轄権を有するものとする。
- ④ 離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えと併せて親権者の指定に関する処分についての裁判を行う場合には、日本の裁判所が親権者の指定に関する処分（注3）について管轄権を有しないときであっても、離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えに係る請求について日本の裁判所が管轄権を有するときは、日本の裁判所は、親権者の指定に関する処分についても管轄権を有するものとする（注4）。

（注1）①に関し、同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする場合以外に、具体的な事案における密接関連性が認められる場合にも併合管轄を認めるべきか否かにつつき、引き続き検討する。

（注2）その具体的な内容については、引き続き検討する。

（注3）子の監護者の指定その他の監護に関する処分、財産分与事件についても併合管轄を認めるべきか否か、認めるとした場合に、類型的に併合管轄を認めるか、事案の内容に着目した関連性を要求すべきかについては、引き続き検討する。

（注4）諸外国には様々な法制があり得ることを踏まえ、例えば、準拋法が、離婚の裁判を行う際に特定の処分を合わせて行うことを必要的としている場合に限り、当該裁判の

管轄権を有する裁判所は、必要的とされている当該処分を行うことができるとの規律とすることも考えられる。このような考え方を採用するか否か、採用する場合、その旨の明文の規定を設けるか否かについて、引き続き検討する。

【意見】

④を除き、賛成する。②の規定を設けることに賛成するが、審判の申立てについて併合管轄を認めるべき場合については、更に検討が必要である。④については、（注4）のとおり、離婚準拠法、または、親権の準拠法が、離婚の裁判を行う際に特定の処分を合わせて行うことを必要的としている場合に限り、当該裁判の管轄権を有する裁判所は、必要的とされている当該処分を行うことができるとの規律することを検討すべきである。

【理由】

①については、同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする請求であることを、人事訴訟の併合管轄を認める基準とすることは、適切である。②については、審判の申立てについても併合管轄を認めるべき場合があるので、規定を設けることは必要であるが、家事事件手続法の別表の事項を基準とするのが適切かについては、具体例を踏まえた検討を要する。

③は、客観的併合については、人事訴訟と併合しうる損害賠償請求の併合管轄を認めるものであり、適切である。

④については、離婚準拠法又は親権の準拠法が、離婚の裁判を行う際に親権者の指定を合わせて行うことを必要としていない場合にまで、本来、日本に親権者の指定の処分の管轄がないにもかかわらず、日本に当該処分の管轄権を認めることは必要がなく、行き過ぎである。

3 反訴

日本の裁判所が本訴の目的である人事訴訟に係る請求について管轄権を有し、反訴の目的である人事訴訟に係る請求について管轄権を有しない場合には、被告は、本訴の目的である人事訴訟に係る請求と反訴の目的である人事訴訟に係る請求とが同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とするときに限り（注）、本訴の係属する裁判所に反訴を提起することができるものとする。

（注）各請求が同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とすることに加えて、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とするときにも反訴による

管轄権を認めるか否かについては、引き続き検討する。

【意見】

賛成する。

【理由】

反訴による管轄権を認める基準として、同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とすることとするのは、併合管轄の基準とも一致しており、適切である。

4 緊急管轄

【甲案】 人事に関する訴え又は家事審判若しくは家事調停の申立てについて（注1）、他の国際裁判管轄に関する規定によれば日本の裁判所が管轄権を有しないこととなる場合であっても、日本において訴えを提起し又は申立てをする以外に原告又は申立人の審理及び裁判を受ける権利を実現することが著しく困難であり（注2）、かつ、その訴え又は申立てが日本に関連があるときは、裁判所は、その訴え又は申立てについて、管轄権を有するものとする。

【乙案】 特に規律を設けないものとする。

（注1）人事に関する訴えとは、人事訴訟法第2条各号に掲げる訴えその他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えをいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

家事審判とは、家事事件手続法別表第一及び別表第二に掲げる事項並びに同法第二編に定める事項についての審判をいい、家事調停とは、人事に関する訴訟事件その他家庭に関する事件（同法別表第一に掲げる事項についての事件を除く。）についての調停をいい、それぞれ外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）「著しく困難」の考慮要素等を具体的に例示するか否か、例示とした場合の具体的な在り方について、引き続き検討する。

【意見】

甲案に賛成する。緊急管轄を認める基準についても賛成である。

【理由】

日本に一時的に所在する子の保護のために、子の監護に関する処分の管轄を有する国の裁判所による管轄権の行使までの暫定的な措置として、日本の裁判所が子の監護に関する処分の管轄権を行使する緊急の必要がある場合など、個別の管轄規定によっては管轄が認められないが、日本との関連から、日本において原告

又は申立人の裁判を受ける権利の実現のために、日本の裁判所に管轄権を認めるべき場合が想定される。このような場合に、日本の裁判所に管轄権が認められる根拠規定がなければ、裁判所は管轄を認めることに躊躇する可能性が高い。このため、例外的に日本の裁判所に管轄権を認めるための根拠となる規定を明示的に設けておく必要がある。

5 特別の事情による訴え（申立て）の却下

裁判所は、人事に関する訴え又は家事審判若しくは家事調停の申立てについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質、その訴えの被告又はその申立ての相手方となる当事者の負担の程度、証拠の所在地、その訴え又は申立ての当事者でない未成年の子がいるときはその利益その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴え又は申立ての全部又は一部を却下することができるものとする。

ただし、訴え又は申立てについて法令に日本の裁判所の管轄権の専属に関する定めがある場合（注）には、上記却下をすることができないものとする。

（注）解釈により日本の裁判所の専属とされる単位事件類型がある場合についても、上記却下はできないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

財産関係の国際裁判管轄においても、同様の規定が置かれており、人事訴訟等の国際裁判管轄についても、管轄原因があっても、管轄権を行使するのが適切でない場合があり得ることから、特別事情による却下の規定を置いておく必要がある。

6 国際裁判管轄の調査方法

裁判所は、日本の裁判所の管轄権に関する事項について、職権で証拠調べをすることができるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

管轄権の有無については、当事者において主張立証することとなるが、裁判所も職権で証拠調べをすることができるものとするのが適切である。

7 管轄決定の標準時

人事に関する訴えにおける日本の裁判所の管轄権は、訴えの提起の時を標準として定めるものとし、家事審判事件又は家事調停事件における日本の裁判所の管轄権は、家事審判若しくは家事調停の申立てがあった時又は職権で家事事件の手続を開始した時を標準として定めるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

財産関係の国際裁判管轄と同じ規定である。

8 訴え（申立て）の競合

【甲案】 外国の裁判所に係属する事件と同一の事件について、日本の裁判所に人事に関する訴えの提起又は家事審判の申立てがあった場合において、当該外国の裁判所の裁判が承認されることとなると見込まれるときは、日本の裁判所は、申立てにより又は職権で、一定の期間、訴訟手続又は家事審判の手続を中止することができるものとする。

裁判所の上記中止の決定に対しては、当事者（中止を申し立てた当事者を除く。）は、即時抗告をすることができるものとする。

【乙案】 特に規律を設けないものとする。

【意見】

乙案に賛成する。

【理由】

外国の裁判所の裁判が承認されることとなる見込みの判断は困難である。外国の裁判所が実際に裁判をなし、当該裁判が承認される場合は、日本における同一の事件は、訴えの利益を欠くものとして却下する等の処理が可能である。

9 不服申立て

国際的裁判管轄に係る裁判についての不服申立ては、終局裁判に対する上訴又は審判に対する抗告によることを前提として、特別の規律を設けな

いものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

国内の管轄に係る裁判についての不服申立ての場合と同様の扱いで良い。

10 家事調停事件の国際的管轄

① 裁判所は、離婚及び離縁の訴えを提起することができる事項についての調停事件について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。家庭に関する事件（人事に関する訴訟事件及び家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第一に掲げる事項についての事件を除く。）（注1）についての調停事件についても、同様とする。

一 日本の裁判所が当該調停事件の事項に係る訴訟又は家事審判について管轄権を有するとき

二 相手方の住所が日本国内にあるとき（注2）

三 当事者が日本の裁判所に家事調停の申立てをすることに合意したとき。〔ただし、申立人の住所が日本国内にあるときに限る（注3）。〕

② 裁判所は、離婚及び離縁の訴えを除く人事に関する訴えを提起することができる事項についての調停事件については、日本の裁判所が当該事項に係る訴訟について管轄権を有するときは、管轄権を有するものとする。

（注1）外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）①二又は三によって日本の裁判所に管轄権が認められる場合につき、調停に代わる審判（家事事件手続法第284条以下）をすることができるものとするか否かは、引き続き検討する。

（注3）ただし書のような付加的要件を要求すべきか否か、要求するとした場合、合申立人の住所地に限定せずに、日本と何らかの関連性のある場合であれば足りるとするか否かについて、引き続き検討する。

【意見】

①について賛成する。なお、①三の当事者の合意に基づく調停事件の管轄は、申立人の住所が日本国内にあることを要件とすべきではない。また、日本の裁判所が、家事事件手続法第284条の審判ができる事項について、当事者の合意に

基づき日本の裁判所が管轄権を有する場合、日本の裁判所は調停に代わる審判の管轄権も有するものとすべきである。②については、記載されている場合のほか、当事者が日本の裁判所に家事調停の申立てをすることに合意したときには、裁判所は管轄権を有するものとするべきである。この場合、申立人の住所が日本国内にあるときに限るとする条件を付するべきではないが、当事者のいずれかが日本国籍を有することを条件とすることは考えられる。

【理由】

調停は、当事者の合意に基づく手続であり、当事者双方が日本の裁判所における調停手続の利用に合意している限り、当事者いずれも日本に住所を有しない場合でも、日本の裁判所に管轄権を認めて良いと考える。特に、外国の裁判所において、外国に住所を有する両親の間の子の日本への一時的訪問について、子の返還時期を定めた合意を日本の裁判所において調停調書にする必要がある場合など、日本の裁判所の調停手続を利用する必要性がある場合があるため、申立人の住所を要件とすべきでない。また、家事事件手続法第284条の審判は、日本の裁判所における調停手続に参加することに両当事者が合意し、調停の成立に近い状況に至っている場合に用いられる手続であり、審判がなされた後、不服のある当事者は異議を申し立てて、審判の効力が生じないようにすることができるのであるから、当事者の合意に基づく管轄権を認めて審判ができるようにしておくべき必要性が高い。

②の「離婚及び離縁の訴えを除く人事に関する訴えを提起することができる事項についての調停事件」は、家事事件手続法第277条によって合意に相当する審判の対象となる事件であるところ、同条の趣旨は、任意処分が許されず、本来は人事訴訟手続によって確定されるべき事件について、裁判所が必要な事実の調査に基づいて合意を正当と認めるときに、審判によって簡易に処理する、という点にあるとされる。

この点、認知、親子関係不存在確認、協議離婚無効確認、嫡出否認事件等において、とりわけ、当事者のうちに日本国籍者が含まれる場合には、当事者のいずれも日本に住所を有しない場合でも、日本の裁判所において合意に相当する審判を得て、戸籍の届出を行う必要性は高い。このため、当事者双方が日本の裁判所における調停手続の利用に合意している限り、合意に相当する審判を得ることが可能となるようにしておくべきである。

実際、認知調停の中に、父子関係について争いが無いにもかかわらず認知調停を申し立てる事例が一定数存在しており、これは民法第772条に定める嫡出推定の規定の適用により任意認知が不可能な事案である。当該事案において民法第

772条の適用が排除され認知が認められるか否かは、民法第772条の解釈及び適用に関し、微妙な事実認定及び法的判断が必要となるが、これを外国の裁判所が行うことは著しく困難であり、日本の裁判所が行う必要があるといえることができる。

なお、合意に相当する審判をなすには裁判官が必要な事項を調査した上で当事者の合意を正当と認めることが必要であるが、合意に相当する審判事案の7割を占める親子関係に関する事案類型では、その調査の中心は生物学的な親子関係の存否であり、かつ実務上は親子関係の存否が問われる事案ではDNA鑑定を実施することが原則となっており、調停について合意している当事者間でDNA鑑定が円滑に行われることは当然に期待できるから、裁判官が上記調査を行うに当たって特別な困難を来す事態はさほど多くないと考えられる。

11 人事訴訟を本案とする保全命令事件の国際裁判管轄

人事訴訟を本案とする保全命令事件（注1）の申立ては、日本の裁判所に本案の訴えを提起することができるとき、又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物（注2）の所在地が日本国内にあるときに限り、することができるものとする。

（注1）「人事訴訟を本案とする保全命令事件」とは、人事訴訟法第30条第1項に規定する「人事訴訟を本案とする保全命令事件」、すなわち、人事訴訟を本案とする民事保全事件（民事保全法第1条、第2条1項、人事訴訟法第2条参照）をいい、本案である人事訴訟には、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）「係争物」とは、民事保全法第11条に規定する「係争物」をいう。

【意見】

賛成である。

【理由】

人事訴訟を本案とする保全命令事件は、日本の裁判所に本案の訴えを提起することができるか否かにかかわらず、できるようにすべきである。例えば、離婚訴訟を外国で行うに先立って、我が国における配偶者名義の不動産が勝手に処分されないよう、処分禁止の仮処分を行う、といったことが考えられる。

12 家事審判事件を本案とする審判前の保全処分事件の国際裁判管轄

家事審判事件を本案とする審判前の保全処分事件（注）については、日本の裁判所に、本案の家事審判事件（家事審判事件に係る事項について家事調停事件の申立てがあった場合にあっては、その家事調停事件）が係属しているときに限り、することができるものとする。

（注）「家事審判事件を本案とする審判前の保全処分事件」とは、家事事件手続法に規定する審判前の保全処分事件をいい（家事事件手続法では、第106条第1項の規定に基づく仮差押え等の審判及び同条第2項の規定に基づく高等裁判所の審判に代わる裁判を総称して「審判前の保全処分」ということとされる（第106条第1項参照）。）、本案である家事審判事件には、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

【意見】

中間試案では問題がある。家事審判事件を本案とする審判前の保全処分についても、上記11と同じように保全処分ができるようにすべきである。

【理由】

中間試案は、人事訴訟と異なり、家事審判事件を本案とする審判前の保全処分については、日本の裁判所に本案の家事審判事件が係属していないと、行えないとする。例えば、離婚後に財産分与を求めようとするとき、財産分与の本案が日本で係属していなければ、審判前の保全処分を日本においてすることができないということになる。これでは、財産分与の対象である日本の財産が勝手に処分されたり、財産の隠匿を許してしまう結果となりえ、適正な解決が図れない。

したがって、本案の家事審判事件が係属していなくても、処分禁止の仮処分等ができるようにする必要がある。

もし、我が国の国内法制との関係でどうしてもそれができないということとなれば、最も典型的な事例と思われる、財産分与については、広く本案の管轄を認めるべく、別途検討すべきである（第1の2参照）。

第3 外国裁判の承認・執行

1 外国裁判の承認

① 外国裁判所の人事訴訟事件（注）における確定判決について民事訴訟法第118条の適用による規律を維持するものとする。

（注）「人事訴訟事件」とは、外国法において人事訴訟事件に相当するものと解されるも

のを含む趣旨である。

- ② 外国裁判所の家事事件（注）における確定した終局裁判は、次に掲げる要件のすべて（ただし、申立人以外の当事者が存在しない事件については、二を除く。）を具備する場合に限り、その効力を有するものとする。
- 一 法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること
 - 二 申立人以外の当事者が、申立書（写しを含む。）の送付若しくは送達（公示送達その他これに類する送達を除く。）を受けたこと、申立てがあったことの通知を受けたこと又はこれらを受けなかったが手続行為をしたこと
 - 三 裁判の内容及び家事事件の手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと
 - 四 相互の保証があること

（注）「家事事件」とは、外国法において家事事件に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

【意見】

人事訴訟事件についても、家事事件についても、「相互の保証」の要件はなくすべきである。

【理由】

「相互の保証」の要件を満たすためには、外国において我が国の判決や裁判が承認・執行されるかを確認する必要があるが、外国において、我が国の判決や裁判を承認・執行することが問題となった例がないことも多く、外国の弁護士でも答えることが困難な場合は多い。その場合は、さらに、外国における判決・裁判の承認・執行要件を一般的に検討するなどの作業も必要になる。

このように、「相互の保証」の要件を満たそうとすると、当事者に不相当な困難を強いることになりうる。

「相互の保証」の要件は、相互礼讓を重んじるものかもしれないが、却って、相手国の裁判を尊重しようとする姿勢に足かせをはめるものともいえるし、世界的にも、これをなくしていく方向があると聞いている。ちなみに、我が国の法律の母法であるドイツ法においては、身分法については相互保証の要件は問われていないと聞いている。

よって、この要件を削除すべきである。民事訴訟法との均衡から同じような規定が必要である、と考えるのであれば、民事訴訟法においても「相互の保証」の

規定を削除する方向で、改めて検討がなされるべきである。どうしても「相互の保証」の規定が必要だというのであれば、せめて「相互の保証がないとはいえないこと」とし、相互の保証がないと主張・立証する者がいない限り、これを認めることとすべきである。

ところで、中国の裁判について、我が国では一般に「相互の保証がない」と考えられているが、離婚判決については、我が国の判決が中国で認められており、中国の離婚判決が我が国の戸籍に反映されることになるとの実務がある。これは、判決の類型（財産についての判決と離婚の判決）によって相互保証があつたりなかつたりすると解するのかもしれないが、「相互保証」の解釈について更に困難な問題を提起していると考えられる。

2 外国裁判の執行

外国裁判所の人事訴訟事件（注1）における確定判決及び家事事件（注1）における確定した終局裁判の日本における執行については、執行判決によるものとし、執行判決に関する規律については、基本的に民事執行法第24条と同様の規律を前提としつつ、執行判決を求める訴えの管轄を家庭裁判所の専属管轄とするものとする。（注2）（注3）

（注1）「人事訴訟事件」及び「家事事件」とは、外国法において、それぞれ人事訴訟事件及び家事事件に相当すると解されるものを含む趣旨である。

（注2）「家庭裁判所の専属管轄とする」ものとした場合に、執行判決を求める訴えが地方裁判所に提起された場合における、地方裁判所から家庭裁判所への事件の移送等については、引き続き検討する。

（注3）試案とは異なり、現状と同じく、民事執行法第24条の適用又は類推適用による規律、すなわち、執行判決を求める訴えを地方裁判所の専属管轄とする現状の規律を維持することも考えられ、この点について、引き続き検討する。

【意見】

執行判決ではなく、執行決定とすべきである。

また、執行決定を求める申立てを家庭裁判所の専属管轄とする考え方には反対する。地方裁判所の専属管轄とするか、いずれの裁判所にも管轄があるとすべきである。

【理由】

執行のための日本での裁判を「執行判決」とすると、口頭弁論が必要的であり、その他、より厳格な手続を要するため、時間もかかることになるが、そのように

厳格な手続を取るべき必要性があるとは思えない。また、家事事件及び人事訴訟事件の区別は、我が国特有のものであると考えられるが、外国の同様の事件について、外国においても、手続が公開の法廷で行われない場合は多く、そのようなものが執行段階において、公開の法廷で行われる判決手続にしなければならないとすれば、その点も問題である。仲裁にならって、「執行決定」とすべきである。

執行決定や執行判決は、本来、事案の中身に立ち入ることなく、外国裁判や外国判決を我が国で執行することができるかを検討した上で、判断をするものである。したがって、家庭裁判所の専門性が生かされる場面は相当に限局されているとあって良い。

しかも、外国裁判や外国判決においては、家事事件や人事訴訟事件以外の事項が合わせて判断されている例が考えられ、それらについては、民事訴訟法、民事執行法に従って、地方裁判所によって執行されることとなる。このような場合において、「家庭裁判所に専属する」という規定があると、相当に混乱を招く可能性がある。

よって、地方裁判所の専属とするか、家庭裁判所が地方裁判所と協議した上で定めるとするか、いずれにせよ、担当の裁判所についていたずらに迷うことがないような定めとする必要がある。

第4 その他所要の措置

以 上